

				設	計	部	課	名	建設部建築住宅課		
				設	計	年	月	日	令和 7 年 6 月 2 3 日		
設計書 (閱 覧 用)											
工 業 事 務 名 ()				中学校5校・小学校11校体育館空調設備設置工事設計業務							
施 工 場 所				宇和島市文京町ほか					本設計書数量ハ参考数量トスル		
完 成 予 定 日				令和 年 月 日			工 事 期 間		180 日 間		

NO. 1

[illegible]

建築設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (中学校5校・小学校11校体育館空調設備設置工事設計業務)

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 (城南中学校ほか4校、明倫小学校ほか10校)

(2) 敷地の場所 (宇和島市文京町ほか)

(3) 施設用途 (小学校、中学校)

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については全て適用する。

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 (—)

b. 用途地域及び地区の指定 (—)

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 (—)

b. 主要構造 (RC造またはS造)

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 II類

2) 建築非構造部材 B類

3) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件

a. 予定工事費 (本業務により算定)

b. 予定建設工期 (令和8年6月頃より中学校5校分着工)

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

・設計概要書

Ⅱ 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（最新版）による。

「調査職員」を「監督員」と読み替える。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 実施設計

- ・電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

	業務内容の項目		業務対象範囲
実施設計	要求の確認	建築主の要求等の確認	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	
	実施設計方針の策定	総合検討	○
		実施設計のための基本事項の確定	○
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	○
		建築確認申請図書の作成	
	概算工事費の検討		
設計意図の伝達	実施設計内容の建築主への説明等		○
	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		

○：業務対象範囲

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・積算業務
 - ・電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成、積算チェックリスト）
 - ・機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴集、見積検討資料の作成、積算チェックリスト）
- ・その他設計に必要な調査・測定

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- 実施設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- 監督職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督職員に提出する。
- 監督職員の承諾を受けた成果物の提出により納品完了とする。
- 工事中、設計に起因する疑義が発生した場合は、管理技術者を派遣して対応する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

a. 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）
- ・ 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引
- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針

b. 設備積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
- ・ 建築設備実施設計標準チェックリスト

(3) 提出書類

※業務実績情報の登録の要否

・ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、監督職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録（監督職員の押印済み）」を監督職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

登録技術者は、契約書の規定により通知のあった者（管理技術者及び照査技術者）を基本とし、担当主任技術者の登録を行う場合には「担当技術者について(届出)」を「担当技術者経歴書」を添えて監督職員に提出の上、承認を得ること。

(4) 業務計画書・報告書

業務計画書には、次の内容を記載する。

なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、下記(a)、(b)、(d)及び(e)について、技術提案書に記載があり、その内容に変更がなければ提出を省略できる。

- (a) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約履行（以下「契約履行」について同じ）が完了した同種又は類似業務の実績、契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績及び手持ち業務の状況
- (b) 各主任担当技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を統括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、契約履行が完了した同種又は類似業務の実績、契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績及び手持ち業務の状況

- (c) 担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、契約履行が完了した同種又は類似業務の実績（担当技術者を配置する場合）
- (d) 協力事務所（協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）の名称、代表者名、所在地、建築士事務所登録番号、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）
ただし、主たる分担業務分野（建築（総合）分野のうち、積算に関する業務を除く業務）を再委託しないこと。
- (e) 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、契約履行が完了した当該分野における業務の実績、手持業務の状況（電気及び機械以外に分担業務分野がある場合）

注）「契約履行が完了した同種又は類似業務の実績」とは、次の①～③全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる

- ① 契約履行が完了した施設の設計業務実績
 - ② 本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）
 - ③ 次に満たす施設の設計業務実績（実施設計を含む設計業務に限る）
 - 1) 同種業務の実績における対象施設は、国又は地方公共団体等が発注する工事※「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型 第3号・建築物の用途等第1類に該当する施設で「学校施設として建設されている体育館」に係る空調設備の新設に伴って行われた設備設計業務のうち、平成27年4月1日以降に発注され、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。
 - 2) 類似業務の実績における対象施設は、「令和6年国土交通省告示第8号別添二」による建築物の類型 第3号・建築物の用途等第1類に該当する施設で「学校施設以外の体育館」に係る空調設備の新設に伴って行われた設備設計業務のうち、平成27年4月1日以降に発注され、本プロポーザルの参加表明書提出日までに完了している業務（全体計画の一部が完了でも可とする。）を対象とする。
- ※国又は地方公共団体等が発注する工事
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に定める公共工事
 - 「医療法（昭和23年法律第205号）第31条に定める公的医療機関」、「国立大学法（平成15年法律第112号）第2条第1項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法（平成15年法律第118号）第68条第1項に定める公立大学法人」が発注する工事

- (f) 公共建築設計業務委託共通仕様書 第3章 3.2に定める設計方針
- (g) 業務体系図
- (h) 業務工程表〈予定〉 （各技術者の「業務予定日数／月」及び「予定総員数」を記載）
- (i) プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
- (j) 業務報告書は、次の構成とする。
 - ・業務工程表〈実施〉 （各技術者の「業務実施日数／月」を記載）
 - ・設計業務日報 （担当者毎に日々の業務内容について簡潔に記載）
 - ・打合せ議事録 （発注者及び関係各所、協力事務所等との打ち合わせ結果及び必要な検討事項等を記載）

(5) 監督員の権限内容

監督員は、受注者に対する指示、承諾または協議、及び関連業務との調整、業務の進捗状況の確認、「設計概要書」及び「本特記仕様書」の記載内容との照合その他契約の履行状況の調査を行う。また、設計図書の変更、一時中止又は解除の必要があると認める場合における契約担当官等に対する報告等を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う。

(6) 管理技術者等の資格要件等

業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者及び主任担当技術者を適切に配置した体制とする。また、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により技術者の変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(a) 管理技術者

管理技術者は、次の要件を満たし、かつ、設計図書の設計内容を的確に把握する能力を有する者とする。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ・建築士法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日建設省令第三十八号）第 17 条の 18 に規定する建築設備士または設備設計一級建築士
- ・契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の設備設計実績を有すること。
- ・管理技術者は、電気または機械の設備主任技術者を兼務してよいこととする。

(b) 主任技術者

- ・電気設備主任技術者・機械設備主任技術者を専任すること。
- ・契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の設備設計実績を有すること。

(7) 貸与資料等

(a) 既存設計図書等

- ・各小学校建設工事図面 一式（紙ベースまたは TIF データ(一部 CAD データ有り)）
CAD データ：城南中学校・岩松小学校

(b) 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
・上記既存設計図面 一式	無断転載・複写を禁ず。

貸与場所（ 建設部建築住宅課 ）

返却場所（ 建設部建築住宅課 ）

貸与時期（ 業務着手日 ）

返却時期（ 業務完了日 ）

(8) 打合せ及び記録 ※打合せには管理技術者が出席しなければならない。

(a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ 設計定例会議（隔週一回程度）
- ④ その他（基本設計図書提出時、実施設計図面提出時、実施積算資料提出時）

(b) 電話、WEB 会議、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下同じ。）等の活用を推奨する。

(9) 書面手続

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受発注者間の手続（以下、「書面手続」という。）の方法は、原則として（a）による。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合は、監督員の指示による。

(a) オンラインによる場合

書面手続は、押印を省略し、電子メール及び情報共有システム等（以下「電子メール等」について同じ。）を利用する場合は次による。

- 1) 業務着手後の面談等において、受発注者間で受送信を行う者を特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先等を共有すること。
- 2) 電子メール等の送信は、原則として、1) で共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- 3) 受信した電子メール等については、送信者の電子メールアドレス等が1) で共有したものと同一であるか確認すること。
- 4) ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、1) で共有した者の間で、監督員の指示により情報共有システム等を用いることができる。打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。
- 5) 電子データが最終版であることを明示する等の版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること

(10) 成果物等の情報の適正な管理

(a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、図面等の情報を適切に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) II 3. に規定する成果物（未完成の成果物を含む）
 - 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
- ① 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
 - ② 業務の履行のための協力者等への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
 - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
 - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
 - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、II 2. (7) (b) により発注者に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
 - ⑥ 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されたとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記 (a) 及び (b) の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記 (a)、(b) 及び (c) の規定は、協力者等に対しても対象とする。

(11) その他、業務の履行に係る条件等

(a) 各成果品提出時期

- ・中学校実施設計図面 (令和 7 年 1 1 月末日)
- ・中学校積算資料 (令和 7 年 1 2 月末日)
- ・小学校実施設計図面 (令和 8 年 1 月末日)
- ・小学校積算資料 (令和 8 年 2 月末日)

※積算業務は実施設計図面を監督員に提出し、確認及び修正後に着手すること

(b) 成果物の提出場所 (建設部建築住宅課)

(c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、宇和島市が行う事務並びに宇和島市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(e) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- ① 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- ② ①により警察に通知又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④ 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(12) 照査

(a) 照査技術者の適用 ((有) ・ 無)

本業務における照査は受託者との間に資本関係及び人的関係のない第三者の照査技術者によるものとして照査技術者を定め、発注者に通知すること。なお、第三者照査を行うものが、構造及び設備等の照査を別の建築士事務所に再委託できるものとする。

(b) 照査技術者及び配置する技術者(以下、照査技術者等)の資格要件

照査技術者等の資格要件は次による。

①照査技術者

- ・本業務の各担当技術者でないもの
- ・建築士法第17条の18に規定する建築設備士または設備設計一級建築士
- ・契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の業務実績を有すること

②その他、配置する技術者の資格要件は次による。

- ・本業務の各担当技術者でないもの
- ・契約履行が完了した国土交通省・地方公共団体発注の担当分野に係る業務実績を有するもの

(c) 照査業務一般事項

- ①照査技術者には、別添「照査業務事項」に定める照査を行わせるものとする。
- ②照査技術者には、業務の着手に先立ち、別添「照査業務事項」に基づく照査計画書を提出させるものとする。

- ③受託者は、照査技術者が別添「照査業務事項」に基づき行った照査結果を「照査報告書」としてとりまとめたものを提出すること。
- ④監督員が必要と認めた場合には、受託者は監督員等との協議に第三者照査者を立会させなければならない。

(13) その他事項

(a) 設計業務一般事項

- ①受注者は、公共の利益のために、より高度な知識と経験により、誠意をもって設計にあたらなければならない。
- ②受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷等した場合には、受注者の責任と費用負担によって修復するものとする。
- ③受注者は、常にコスト縮減を意識し、その業務にあたること。
- ④受注者は、設計にあたり施工業者または製造業者等から有償・無償を問わず一切の技術援助、その他利益又は助力を受けてはならない。但し、特別の事由により必要とする場合は、監督員と協議し承認を受けなければならない。
- ⑤受注者は、本特記仕様書及び設計概要書等に従って設計するものとし、各種条件設定、材料、工法、方法等を比較検討・精査し、過大な設計を行ってはならない。
- ⑥設計の各段階に際して、監督員の指示により説明用資料の作成を行うこと。また、議会・市民に情報提供を行うための資料作成に協力すること。
- ⑦当該設計に係る事業が国等の実施する会計検査の対象となった場合において、設計技術的立場としての説明を求めることがある。また同検査において設計に係る指摘、確認事項が示された場合においては、これに対応すること。
- ⑧受注者は、設計に必要な調査等にて、国有地・公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督員及び関係者と十分な協議を行い、設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
- ⑨受注者は、関係官公庁、上水道、電力、ガス供給事業者、下水道監理者及び関係水利権者等との打合せを行い、関係諸法規・条例及び行政指導事項を遵守して設計すること。
- ⑩発注者及び関係各所、協力事務所等と協議した内容について、議事録を作成して提出すること。

(b) 設計業務注意事項等

- ①敷地現況について、受注者により現況確認を行い、設計図書に反映させるとともに、工事施工に必要となる仮設計画の立案等を行うこと。
- ②契約図書に規定する成果物には、同等品としての参考記載を除き、特定の製品・製造所等を指定する記載をしてはならない。ただし、これに依り難い場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得ること。
- ③設計及び積算にあたり、製造業者等から参考見積を徴集する場合は、予め監督員の確認を受けなければならない。
- ④受注者は、設計意図について可能な限りの詳細化を図り、設計図書内（特に設計図）に図示しなければならない。
- ⑤受注者は、建築・電気・機械等の各設計や計算書、積算資料、その他説明書等の各々及び相互の整合を確認・精査し、誤謬・脱漏・不整合等の修正を行うための照査をしなければならない。なお、照査に用いた資料等は、監督員又は検査員の指示があった場合には速やかに提出し、必要に応じて照査の過程を説明しなければならない。
- ⑥照査完了後の設計数量に、著しい誤謬・脱漏が認められた場合には、監督員の指示により、全体の設計数量の正誤を再確認すること。
- ⑦当該設計により施工される工事等において設計に起因する不備（設計図書間不整合、設計数量及び単価の誤謬・脱漏、あきらかな協議・調整不足等による事項等）により設計変更や協議等の必要が生じた場合、管理技術者を中心としてこれに対応すること。
なお、設計に起因する不備により建築確認における計画変更等の各種変更申請を要する場合は、受注者の責任で手続きを行う。
- ⑧受注者は、設計業務完了後であっても、次に記載する事項で発注者の指示があった場合においては、原則として無償で設計図書の作成・修正を行うものとする。
 - ・設計に起因する不備等により設計変更が生じたとき

3. 成果物、提出部数等

(1) 実施設計

成 果 物 等	部 数	製本 形態	適 用
a. 電気設備			
・ 電気設備設計図	各 1 部		A3 縮小版
仕様書			設備のシステムや工法・材料などを指定するもの
配置図			
動力設備図			プロット図、系統図、結線図、各部詳細図、機器・器具一覧表として示す
受変電設備図			
・ 電気設備設計計算書	各 1 部	A4	
b. 機械設備			
・ 空気調和設備設計図	各 1 部		A3 縮小版
仕様書			設備の能力や工法・材料などを指定するもの
配置図			
機器表			
空気調和設備図			系統図、各部詳細図、機器・器具一覧表として示す
・ 空気調和設備設計計算書	各 1 部	A4	
c. 電気設備積算			
工事内訳書	各 1 部	A4	指示様式に金額・数量入
電気設備工事積算数量算出書	各 1 部	A4	積算部位図を含む
電気設備工事積算数量調書	各 1 部	A4	
見積書等関係資料	各 1 部	A4	見積依頼資料及び見積比較表、見積査定検討資料を含む
営繕工事積算チェックマニュアルによる各チェックリスト (電気設備工事編)	各 1 部	A4	各担当者によるチェック履歴を含む
単価資料	各 1 部	A4	刊行物比較表を含む
d. 機械設備積算			
工事内訳書	各 1 部	A4	指示様式に金額・数量入
機械設備工事積算数量算出書	各 1 部	A4	積算部位図を含む
機械設備工事積算数量調書	各 1 部	A4	
見積書等関係資料	各 1 部	A4	見積依頼資料及び見積比較表、見積査定検討資料を含む
営繕工事積算チェックマニュアルによる各チェックリスト (機械設備工事編)	各 1 部	A4	各担当者によるチェック履歴を含む
単価資料	各 1 部	A4	刊行物比較表を含む
e. 資料			
・ 各種技術資料	各 1 部	A4	経済比較や工法検討資料等
・ 各記録書	各 1 部	A4	
・ 成果品 CD データ	各 1 部		収納ファイル納め

(注)：成果物の名称や内容は、発注者と受託者との事前協議により詳細を決定すること。

：綴りは 3.(1)の記載順での整理を基本とし監督員と協議のこと。

：綴りは適宜分冊とし、成果品目録及び背表紙並びにインデックス等を用いて分かりやすくまとめ、着脱可能な厚形ファイルを使用すること。

：積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2 ((一財) 建築コスト管理システム研究所)「内訳書数量入力システム LITE」又は「内訳書作成システム」による。

：設計図は、適宜、追加してもよい。

- : 「CD-R による提出」が特記された成果物等は電子納品の対象とし、電子納品に当たっては「建築設計業務等電子納品要領」及び「官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン【営繕業務編】」による。
- なお、「CD-R による提出」が特記されていない成果物等を電子納品の対象とする場合は、監督職員と受注者で協議（ガイドライン「4. 業務着手時の協議」による。）を行う。
- : CAD 図面データ形式は JWW 形式とする。
- : 電子成果品のファイル形式は、「建築設計業務等電子納品要領」「5 ファイル形式」によるほか、オリジナルファイルも提出する。
- なお、オリジナルファイルのファイル形式については監督員と協議する。
- : 成果品 CD データは、タイトルを記載するとともに内部のデータについても紙データと同じタイトルを付したフォルダやファイル名とすること。
- : 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

照査業務事項

設計種別	照査項目	照査対象	照査方法	報告時期
実施設計	概算工事費の確認	工事費概算書 (各小・中学校)	・ 概算工事費の算定方法が適切であることを確認する。	概算工事費提出時
	設備図の確認	電気設備図面 機械設備図面 工事区分表	・ 設計条件が適切に反映されていることを確認する。 ・ 各図面間並びに部門間に不整合・誤謬・脱漏・重複等の不備のないことを確認する。 ・ 過大設計となっていないことを確認する。 ・ 当該工事と別途工事の区分が明確になっていることを確認する。	実地設計図面 成果品提出時
	積算数量の確認	積算数量算出書 積算数量調書	・ 受託者が積算し作成した積算数量算出書及び積算数量数量調書が適正であるか確認する。	積算資料 成果品提出時
	工事費積算の確認	工事費内訳書 見積等関係資料 単価資料	・ 発注者が示す積算のルールに則って積算されていること確認する。 ・ 各図面の内容が適切に積算に反映されていることを確認する。 ・ 受託者が作成した工事費内訳書について、採用したRIBC単価及び刊行物単価の適切性を確認する。 ・ 工事費内訳書の記載数量と積算数量調書に不整合がなことを確認する。 ・ 徴集した見積書について、徴集業者、見積内容及び価格並びに見積査定の適切性を確認する。 ・ 過大積算となっていないこと確認する。 ・ 営繕工事積算チェックマニュアルによる各チェックリスト用いて設計図書を確認する。	"
全般	その他	上記の他、監督員が指示する設計図書	監督員が指示する方法	監督員が指示する時期

1 設計対象工事名

城東中学校体育館空調設備設置工事	中学校
城東中学校体育館空調機用電気設備工事	
城南中学校体育館空調設備設置工事	
城南中学校体育館空調機用電気設備工事	
城北中学校体育館空調設備設置工事	
城北中学校体育館空調機用電気設備工事	
津島中学校体育館空調設備設置工事	
津島中学校体育館空調機用電気設備工事	
三間中学校体育館空調設備設置工事	
三間中学校体育館空調機用電気設備工事	

明倫小学校体育館空調設備設置工事	小学校
明倫小学校体育館空調機用電気設備工事	
鶴島小学校体育館空調設備設置工事	
鶴島小学校体育館空調機用電気設備工事	
天神小学校体育館空調設備設置工事	
天神小学校体育館空調機用電気設備工事	
和霊小学校体育館空調設備設置工事	
和霊小学校体育館空調機用電気設備工事	
住吉小学校体育館空調設備設置工事	
住吉小学校体育館空調機用電気設備工事	
宇和津小学校体育館空調設備設置工事	
宇和津小学校体育館空調機用電気設備工事	
遊子小学校体育館空調設備設置工事	
遊子小学校体育館空調機用電気設備工事	
岩松小学校体育館空調設備設置工事	
岩松小学校体育館空調機用電気設備工事	
下灘小学校体育館空調設備設置工事	
下灘小学校体育館空調機用電気設備工事	
日振島小学校体育館空調設備設置工事	
日振島小学校体育館空調機用電気設備工事	
三間小学校体育館空調設備設置工事	
三間小学校体育館空調機用電気設備工事	

2 計画概要

各小・中学校体育館に空調設備を新しく設置するもの。

(1) 設計の基本方針

夏場や冬場の過酷な条件下でも、快適で静かに集会および運動できる環境とする。

(2) 設計基本条件

- ①教師・生徒の利便性、心地よさを重視した設計とすること。
- ②空調方式（冷房）の比較検討等を行い、コストパフォーマンスの高い設計とすること。
- ④施設の維持管理費を低く抑えられる設計とすること。
- ⑤想定される大規模災害時に、転倒・落下が起こらない措置をとること。
- ⑥工期の短縮及び工事期間中の安全確保や騒音・振動等、学習環境に配慮した工法とすること。

3 各学校の受電状況およびガスの種類について

学校名	電力	ガス
城東中学校	高圧受電	都市ガス
城南中学校	高圧受電	都市ガス
城北中学校	高圧受電	都市ガス
津島中学校	高圧受電	LP ガス
三間中学校	高圧受電	LP ガス
明倫小学校	高圧受電	都市ガス
鶴島小学校	高圧受電	都市ガス
天神小学校	高圧受電	LP ガス
和霊小学校	高圧受電	LP ガス
住吉小学校	高圧受電	LP ガス
宇和津小学校	高圧受電	都市ガス
遊子小学校	低圧受電	LP ガス
岩松小学校	高圧受電	LP ガス
下灘小学校	高圧受電	LP ガス
日振島小学校	低圧受電	LP ガス
三間小学校	高圧受電	LP ガス

4 各学校における冷房稼働時間（見込み）

【小学校】

学校名	児童・生徒数	クラス数		夏季における冷房稼働時間 (h/年)	
		普通	特別支援	日中	夜間
明倫	412	13	4	110	200
鶴島	201	8	3	70	140
天神	134	6	2	50	200
和霊	295	12	4	100	200
住吉	185	6	3	50	200
宇和津	157	6	2	50	140
遊子	20	4		40	110
岩松	204	7	3	60	200
下灘	37	4		40	200
日振島	1	1		10	20
三間	184	7	3	60	200

※夏季：6月中旬～10月中旬を想定

【中学校】

学校名	児童・生徒数	クラス数		夏季における冷房稼働時間 (h/年)		
		普通	特別支援	日中		夜間
				授業	部活	
城東	422	12	3	120	230	200
城南	303	9	3	90	230	200
城北	258	8	3	80	230	140
津島	171	6	2	60	230	200
三間	148	6	2	60	230	200

※夏季：6月中旬～10月中旬を想定